

江北町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

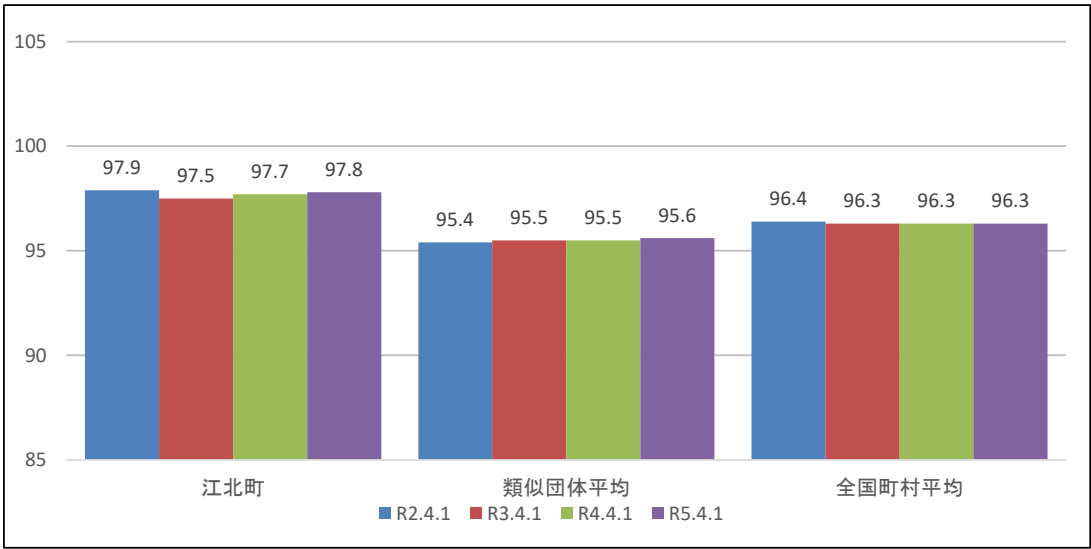
区 分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 3年度の人件費率
4年度	人 9,609	千円 6,854,520	千円 322,585	千円 938,839	% 13.7	% 13.0

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	人 92	千円 328,384	千円 48,383	千円 132,717	千円 509,484	千円 5,538	千円 5,452

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員(短時間勤務)及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合のいずれかに当てはまる団体はその理由及び改善の見込み。

該当なし。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容

給料表の改定実施時期	平成27年4月1日
内 容	一般行政職の給料表について、佐賀県人事委員会勧告に基づく給料表に改定。 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

地域手当の支給なし

③ その他の見直し内容

実施時期	
内 容	特になし。

(5) 特記事項

特になし。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和5年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
江北町	40.1 歳	306,100 円	357,821 円	323,754 円
佐賀県	41.1 歳	315,112 円	373,188 円	339,459 円
国	42.4 歳	322,487 円	—	404,015 円
類似団体	41.8 歳	300,726 円	355,819 円	326,790 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
江北町	56.0 歳	1.0 人	— 円	— 円	— 円	—	—	—	—
うち運転手	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	—	—	—	—
佐賀県	56.7 歳	51 人	311,243 円	340,243 円	318,341 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,941 人	286,942 円	— 円	329,178 円	—	—	—	—
類似団体	50.3 歳	3 人	275,889 円	303,817 円	287,493 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
江北町	—	—	—
うち運転手	— 円	— 円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和2年～R4年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職(幼稚園)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
江北町	38.0 歳	290,100 円	331,033 円
佐賀県	42.5 歳	349,444 円	382,891 円
類似団体	40.3 歳	292,464 円	331,636 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和5年4月1日現在)

区 分		江 北 町	佐 賀 県	国
一般行政職	大 学 卒	175,800 円	196,900 円	185,200 円
	高 校 卒	154,700 円	166,700 円	154,600 円
技能労務職	高 校 卒	151,900 円	164,000 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和5年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	245,466 円	342,780 円	377,750 円	398,440 円
	高 校 卒	225,400 円	323,500 円	348,933 円	390,000 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

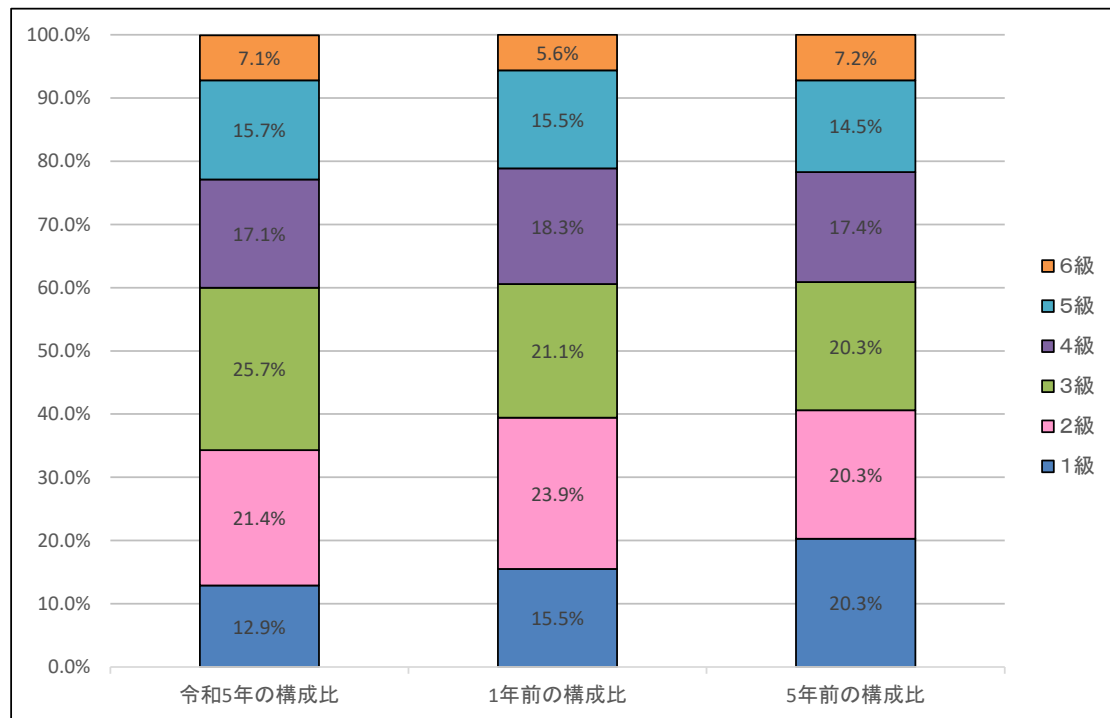
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和5年4月1日現在)

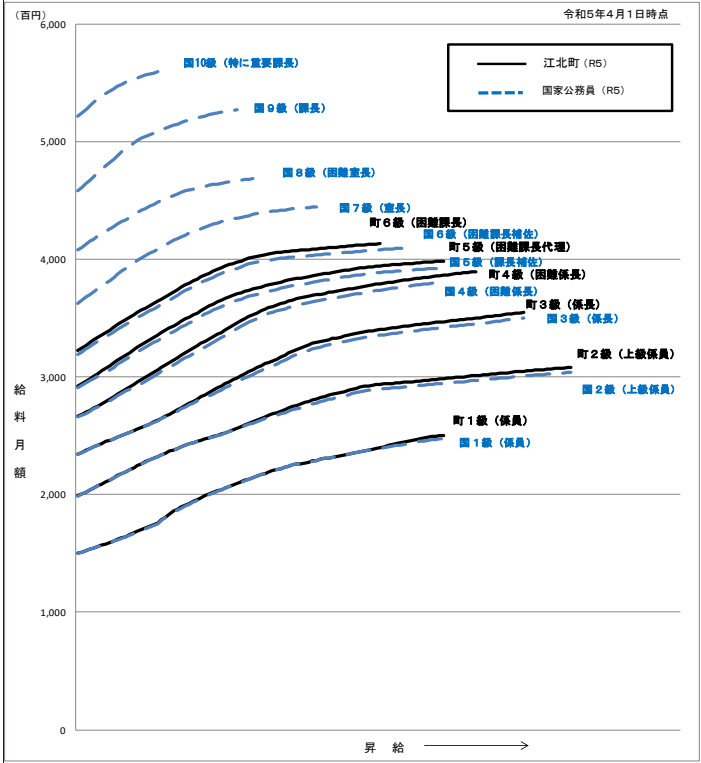
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	上級課長の職務	5 人	7.1 %	326,300 円	414,500 円
5級	課長、課長代理、主幹の職務	11 人	15.7 %	296,900 円	399,700 円
4級	課長代理、主幹、係長、主査の職務	12 人	17.1 %	272,600 円	388,000 円
3級	主査及び係長の職務	18 人	25.7 %	241,800 円	356,000 円
2級	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務	15 人	21.4 %	209,300 円	309,400 円
1級	主事補及び主事の職務	9 人	12.9 %	162,100 円	252,400 円

(注) 1 江北町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和5年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)		○		○
ロ. 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

江 北 町	佐 賀 県	国
1人当たり平均支給額(令和4年度) 13,979 千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,595 千円	—
(令和4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.00 月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.00 月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.00 月分 (1.35)月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注)()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和5年4月1日現在)

江 北 町				国			
(支給率)	自己都合		勸奨・定年	(支給率)	自己都合		定年・応募認定
勤続20年	19.6695	月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695	月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395	月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395	月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575	月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575	月分	47.709 月分
最高限度	47.709	月分	47.709 月分	最高限度	47.709	月分	47.709 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2%～20%加算)				その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2%～45%加算)			
1人当たり平均支給額	418	千円	21,402 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(令和5年4月1日現在)

支給なし

(4) 特殊勤務手当 (令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)			100	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)			8,333	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)			13.0%	%
手当の種類(手当数)			4	種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和3年度決算)	左記職員に対する支給単価
税務等手当	町民生活課 健康福祉課	町税等の賦課徴収	0 千円	1日につき4時間を超えた場合 1,000円
防疫作業手当	健康福祉課 地域振興課	感染症の防疫作業に従事した とき	0 千円	日額500円
行旅死亡人取扱手当	健康福祉課	行旅死亡人取扱	0 千円	作業1件当たり2,000円
犬猫死体処理等手当	町民生活課	犬猫等の死体処理、犬の捕獲 及び棄殺等の作業に従事した とき	100 千円	日額500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(4年度決算)	21,608 千円
職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	240 千円
支給実績(3年度決算)	22,494 千円
職員1人当たり平均支給年額(3年度決算)	250 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和5年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	満22歳までの子1人につき 10,000円 上記以外1人につき 6,500円 満16歳～満22歳の子の加算 5,000円	同	-	9,682 千円	220,045 円
住居手当	借家・借間 限度額 27,000円	異	算定	8,478 千円	273,484 円
通勤手当	交通機関利用者 限度額 55,000円 自動車等使用者 限度額 24,500円	同	-	2,903 千円	53,759 円
管理職手当	総務政策課長 54,000円 上級課長 49,000円 課長 45,000円	異	支給額	5,474 千円	547,400 円
宿日直手当	1回4,400円	同	-	0 千円	0 円
管理職特別勤務手当	日額4,000円	同	-	138 千円	15,333 円

5 特別職の報酬等の状況(令和5年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給 料 報 酬	町 長	794,000 円	(参考)類似団体における最高／最低額
	副 町 長	651,000 円	850,000 円 / 505,800 円
	議 長	326,000 円	710,000 円 / 473,100 円
	副 議 長	271,000 円	360,000 円 / 205,000 円
	議 員	254,000 円	300,000 円 / 175,000 円
			280,000 円 / 155,000 円
期 末 手 当	町 長	(令和4年度支給割合)	
	副 町 長	3.40 月分	
	議 長	(令和4年度支給割合)	
	副 議 長 議 員	3.40 月分	
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副 町 長	給料月額×在職年数×500/100	15,880 千円 任期毎
		給料月額×在職年数×294/100	7,656 千円 任期毎
	備 考		

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の1期の手当額は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

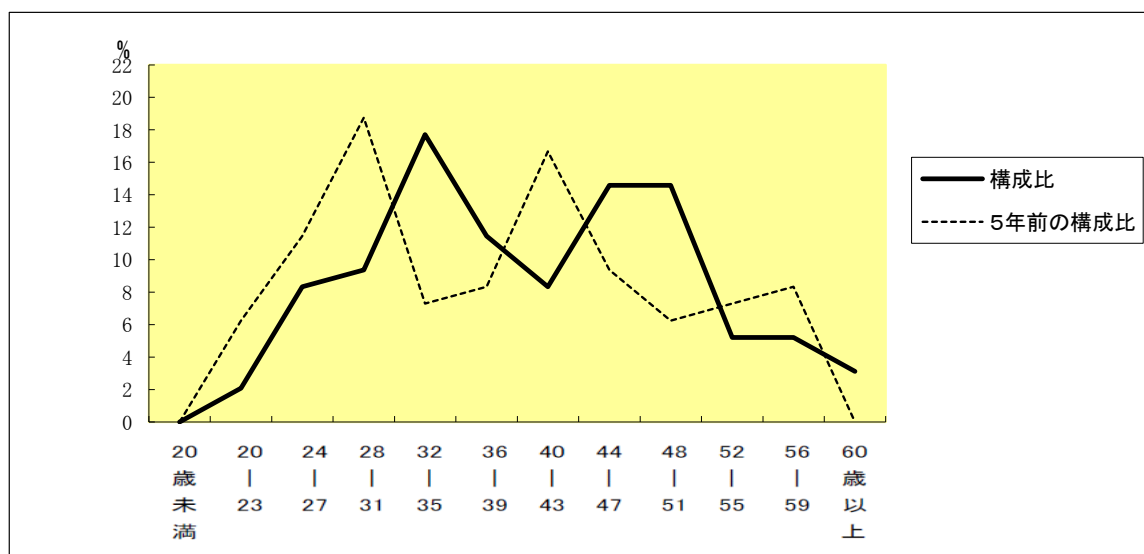
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			令和5年	令和4年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	人事異動の為
		総務	23	24	▲ 1	
		税務	8	8	0	
		農林水産	10	10	0	
		商工	2	3	▲ 1	人事異動の為
		土木	8	9	▲ 1	人事異動の為
		民生	11	8	3	
		衛生	7	8	▲ 1	
		計	71	72	▲ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 73.89 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数) 117.72 (人)
	教育部門		17	20	▲ 3	人事異動の為
	小 計		88	92	▲ 4	<参考> 人口1万人当たり職員数 91.58 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数) 139.97 (人)
公営会計企業部門	水 道	1	4	▲ 3	退職の為	
	下 水 道	3	3	0		
	そ の 他	4	4	0		
	小 計	8	11	▲ 3		
合 計		96 [120]	103 [120]	▲ 7 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 99.91 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和5年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ~ 23歳	24歳 ~ 27歳	28歳 ~ 31歳	32歳 ~ 35歳	36歳 ~ 39歳	40歳 ~ 43歳	44歳 ~ 47歳	48歳 ~ 51歳	52歳 ~ 55歳	56歳 ~ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 0	人 2	人 8	人 9	人 17	人 11	人 8	人 14	人 14	人 5	人 5	人 3	人 96

(3) 職員数の推移

(単位: 人・%)

部門別 \ 年度	30年	31年	2年	3年	4年	5年	過去5年間の増減	
							増減数	増減率
一 般 行 政	64	65	72	73	72	71	7	10.9
教 育	18	20	20	20	20	17	△ 1	△ 5.6
普 通 会 計 計	82	85	92	93	92	88	6	7.3
公 営 企 業 会 計 計	14	13	12	11	11	8	△ 6	△ 42.9
総 合 計	96	98	104	104	103	96	0	0.0

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。